

平成 2 7 年 度

事 業 概 要

千葉県中央障害者相談センター
千葉県東葛飾障害者相談センター

目 次

I 障害者相談センターの概要

1	設 置 目 的	1
2	沿 革	1
3	両センターの概要	2
	(1) 名称、所在地	2
	(2) センター区分	2
	(3) 組 織	3
	(4) 業 務 分 掌	3
	(5) 主業務フロー図	4

II 身体障害者相談関係

1	業 務 内 容	5
	(1) 相 談 ・ 判 定	5
	ア・所 内 相 談	5
	イ・出 張 相 談	5
	ウ・巡 回 相 談	5
	エ・訪 問 相 談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障害者相談援助事業	6
	(4) 自立支援医療（更生医療）の審査	6
	(5) 障 害 程 度 の 認 定 審 査	6
	(6) 市町村職員研修会の開催等	6
2	業 務 取 扱 状 況	7
	(1) 相談・判定実施状況	7
	(2) 障害別相談・判定実施状況	8~10
	(3) 相談会場別相談実施状況	11
	(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況	12
	(5) 人工透析審査委員会審査状況	13
	(6) 心臓機能障害更生医療審査状況	13
	(7) 免疫機能障害更生医療審査状況	14
	(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況	14
	(9) 腎臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	14
	(10) 聴能言語訓練件数	14
	<参考> ・身体障害者（児）手帳所有者数	15
	・身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳	15

Ⅲ 知的障害者相談関係

1 業務内容	16
(1) 相談・判定	16
ア・所内相談	16
イ・出張相談	16
ウ・巡回相談	16
エ・訪問相談	16
(2) 障害者相談援助事業	16
(3) 市町村職員研修会	16
2 業務取扱状況	17
(1) 取扱人員	17
(2) 相談実施状況	18
(3) 判定実施状況	19
(4) 判定書等交付件数	19
(5) 相談会場別相談実施状況	20
(6) 相談判定援護の実施者別分類	21～22
(7) 療育手帳交付・再判定状況	23
(8) 療育手帳程度別判定状況	24
(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	25
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	25
(11) 住まいの場	26～27
(12) 日中活動の場	28～29
＜参考＞ ・療育手帳所有者数等	30

Ⅳ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1 本県の相談体制	31
＜参考＞ 圏域別地域相談員委嘱状況	31
＜参考＞ 広域専門指導員の配置状況	32
2 障害保健福祉圏域別取扱件数（平成25年度）	32
3 障害保健福祉圏域別取扱件数の推移	33

Ⅴ 参 考 資 料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱	34
2 障害程度審査委員会設置要綱	35
3 補聴器適合精密判定実施要領	36
4 障害者相談援助事業実施要領	37
5 障害福祉研修会実施要領	38
・ 障害者福祉研修会幹事会当番表	39
・ 障害者福祉研修会実施状況	40



I 障害者相談センターの概要



1 設置目的

中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）の規定による身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し、市町村を通じて障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿革

- | | |
|-------------|--|
| 昭和25年5月1日 | 千葉県吾妻町3-29 日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。 |
| 昭和34年12月1日 | 千葉県加曽利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。 |
| 昭和35年11月15日 | 同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。 |
| 昭和47年8月7日 | 千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉県天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。 |
| 昭和50年5月17日 | 機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。 |
| 昭和56年4月1日 | 千葉県誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンター（肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設、補装具製作施設）が新設され、同センター内に移転。 |
| 平成4年4月1日 | 千葉市が地方自治法による政令指定都市に移行。
区政施行により、所在地が千葉県緑区誉田町1-45-2に変更。 |
| 平成6年4月1日 | 千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の身体障害者更生相談事務及び精神薄弱者更生相談事務を千葉市に引継ぐ。 |
| 平成18年8月1日 | 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が設置され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に名称変更。 |
| 平成24年4月1日 | 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の相談業務が県障害福祉課から移管される。 |
| 平成24年10月1日 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に係る相談業務が加わる。 |

3 両センターの概要

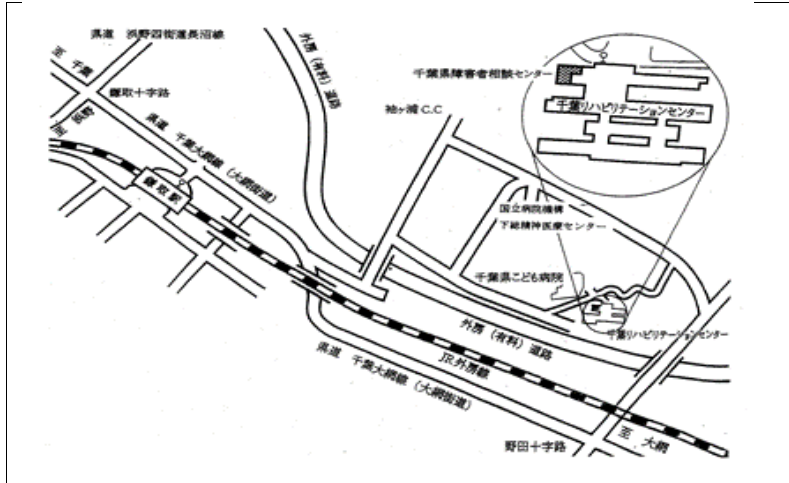
(1) 名称、所在地

ア① 中央障害者相談センター

千葉県緑区誉田町1-45-2 (千葉リハビリテーションセンター内)

電話：043-291-6872 (代表)、FAX：043-291-8488

(案内図)



ア② 中央障害者相談センター船橋分室(千葉県障害者条例に係る相談業務に限る)

所在地：船橋市本町1-3-1 フェイスビル7F

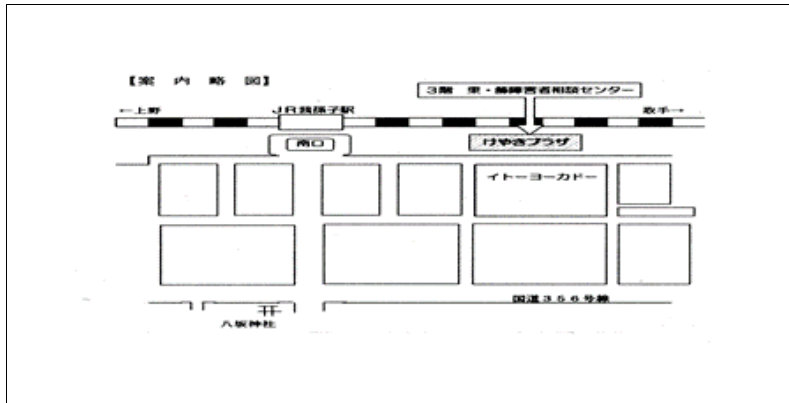
電話：047-424-0167

イ 東葛飾障害者相談センター

所在地：我孫子市本町3-1-2 (けやきプラザ内)

電話：04-7165-2422 (代表)、FAX：04-7165-2423

(案内図)



(2) センターの所管区域区分

センター名	所管区域	備考
中央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	28市15町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町
※障害者条例に係る相談電話及び所管区域	中央障害者相談センター (千葉市)	
	相談電話 043-292-1317	
	中央障害者相談センター船橋分室 (船橋市)	
	相談電話 047-424-0167	
	東葛飾障害者相談センター (柏市、我孫子市)	
	相談電話 04-7179-1088	

(3) 組織

平成28年4月1日

		中央障害者相談センター		東葛飾障害者相談センター	
		職員	嘱託(非常勤)	職員	嘱託(非常勤)
所長(事務)		1		1	
次長(事務)		1			
相談課	課長(事務)	(次長事務取扱)		1	
	身体障害者福祉司	2		2	
	知的障害者福祉司	3		1	
	事務職員	2	3		1
判定課	課長(言語・心理)	1		1	
	心理判定員	3	2	2	
	理学療法士	1(1)		2	
	言語聴覚士	(1)		1(1)	
	医師		26		10
	看護師		1		1
計		14(2)	32	11(1)	12

※1 () 内は、兼務職員で外数。

2 東葛飾障害者相談センターには他に管理課が置かれている。

(4) 業務分掌

(相談課)

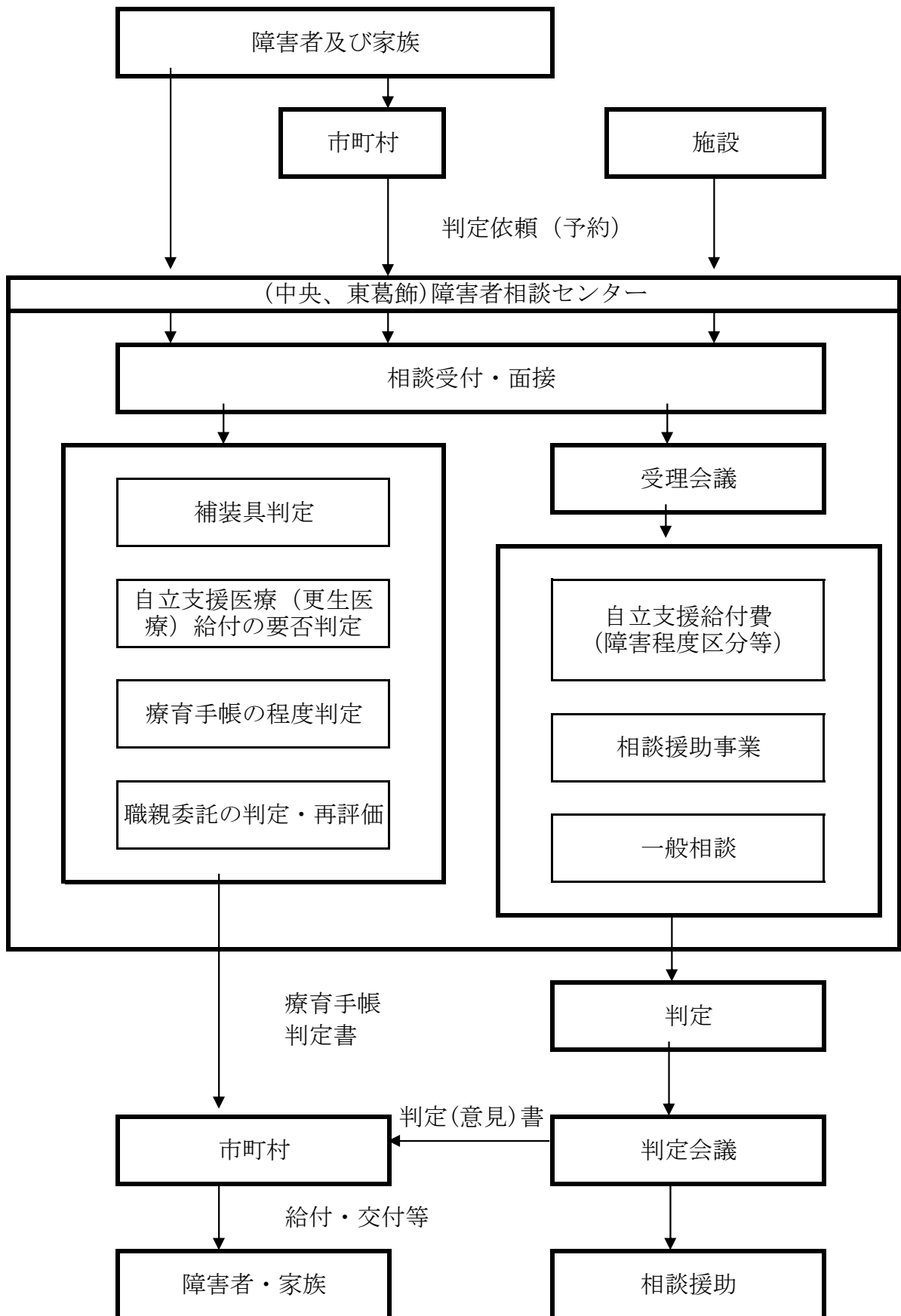
1. 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
2. 自立支援医療（更生医療）の要否判定に関する事務
3. 療育手帳等に関する相談業務
4. 職親委託及び職業能力に関する相談業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 統計資料の作成及び調査・研究業務
7. 障害者条例の差別に対する相談業務
8. 障害者虐待防止法に係る相談業務

(判定課)

1. 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
2. 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
3. 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
4. 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
5. 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
6. 医学的判定業務
 - (1) 補装具の処方及び適合に関する医学的判定
 - (2) 療育手帳の交付に係る医学的判定
 - (3) 自立支援医療（更生医療）の要否に係る医学的判定
 - (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断

* 東葛飾障害者相談センター管理課の分掌事務は、更生相談所関連事務以外のため本表から除く。

(5) 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問全ての相談・判定を、予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は月曜日から金曜日の毎日午前9時から午後5時まで行っています。(祝日及び年末年始を除く。)

なお、医学的判定を必要とする相談については、次表のとおりです。

(H28.4.1)

		中央障害者相談センター			東葛飾障害者相談センター		
障害 区分別 相談日	肢体	毎月 第1	水曜日	午後	毎月 第1、第3、第4	金曜日	午後
		毎月 第1、第3	金曜日	午後	毎月 第3	水曜日	午後
	視覚	毎月 第2	水曜日	午後	(中央と合同)		
	聴覚	毎月 第1、第3	金曜日	午前	毎月 第1	火曜日、水曜日	午前
				毎月 第2	水曜日	午前	
				毎月 第3	水曜日	午前	
耳鼻	毎月 第1	木曜日	午後	毎月 第1	火曜日	午前	

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H28.4.1)

	会場名	所在地	施設名	相談日	時間
中央	船橋	船橋市湊町 2-10-25	船橋市役所又は船橋市立 リハビリテーションセンター	第4 木曜日	午後
	成田	成田市飯田町 90-1	成田赤十字病院	第2 火曜日	〃
	匝瑳	匝瑳市飯倉 21	九十九里ホーム病院	第2 木曜日	午前
	市原	市原市五井 5375	市原市福社会館	第2 月曜日	午後
	茂原	茂原市茂原 1102-1	長生健康福祉センター	第3 木曜日	〃
	木更津	木更津市潮見 2-9	木更津市民総合福社会館	第4 水曜日	〃
	館山	館山市北条 2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1 火曜日	〃
東葛飾	松戸	松戸市上本郷 4005	国保松戸市立病院	第4 火曜日	〃

※相談日及び会場は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して実施計画を作成し、関市町村等の関係者の協力を得て行っています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復及び増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

- | | |
|------------|------------|
| ア. 言語発達遅滞 | オ. 失語症 |
| イ. 聴覚障害 | カ. 麻痺性構音障害 |
| ウ. 吃音 | キ. 口蓋裂 |
| エ. 機能的構音障害 | ク. 脳性マヒ |

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで(予約制)

時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助事業

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の審査

自立支援医療(更生医療)の可否意見書について、専門医を委嘱して審査を行っています。なお、腎臓機能障害者に対する人工透析の可否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 障害程度の認定審査

身体障害者手帳の交付申請に当たり、障害程度の認定に適正を期するため、障害程度審査委員会を設置し、特に専門的な知識及び技術を必要とする事項について審査を行っています。

(6) 市町村職員研修会の開催等

市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況 (27年度実績)

(1) 相談・判定実施状況

区分	取扱 実人員	相談内容						判定内容					判定書 交付 件数		
		自立支 援医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			心理 判定		職能 判定	計
									自立支 援医療	補装具	施設 入所				
所内	中央	2,457	1,981	651	0	0	21	2,653	1,979	649	0	0	0	2,628	2,343
	東葛飾	1,134	659	800	0	0	236	1,695	659	788	0	0	0	1,447	1,086
	計	3,591	2,640	1,451	0	0	257	4,348	2,638	1,437	0	0	0	4,075	3,429
出張	中央	816	0	1,213	0	0	0	1,213	0	1,159	0	0	0	1,159	603
	東葛飾	78	0	143	0	0	0	143	0	142	0	0	0	142	77
	計	894	0	1,356	0	0	0	1,356	0	1,301	0	0	0	1,301	680
巡回	中央	119	0	5	0	0	157	162	0	5	0	0	0	5	2
	東葛飾	24	0	18	0	0	117	135	0	18	0	0	0	18	9
	計	143	0	23	0	0	274	297	0	23	0	0	0	23	11
訪問	中央	25	0	33	0	0	0	33	0	36	0	0	0	36	26
	東葛飾	25	0	25	0	0	0	25	0	22	0	0	0	22	22
	計	50	0	58	0	0	0	58	0	58	0	0	0	58	48
計	中央	3,417	1,981	1,902	0	0	178	4,061	1,979	1,849	0	0	0	3,828	2,974
	東葛飾	1,261	659	986	0	0	353	1,998	659	970	0	0	0	1,629	1,194
	計	4,678	2,640	2,888	0	0	531	6,059	2,638	2,819	0	0	0	5,457	4,168

(2) 障害別相談・判定実施状況（中央障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況							
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立 支援 医療	補装具						合 計
															交付		修理		適 合		
															要	否	要	否			
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	120	0	194	0	0	0	0	0	21	215	120	0	0	94	0	9	0	92	195	
	出張	306	0	612	0	0	0	0	0	0	612	306	0	0	249	0	13	0	303	565	
	巡回	119	0	5	0	0	0	0	0	157	162	119	0	0	2	0	0	0	3	5	
	訪問	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	4	5	
	計	547	0	813	0	0	0	0	0	178	991	547	0	0	346	0	22	0	402	770	
音声・言語・そしやく	所内	19	19	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	19	19	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	
肢体	所内	367	11	457	0	0	0	0	0	0	468	367	11	0	264	0	6	0	184	465	
	出張	510	0	601	0	0	0	0	0	0	601	510	0	0	338	0	16	0	240	594	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	23	0	31	0	0	0	0	0	0	31	23	0	0	25	0	0	0	6	31	
	計	900	11	1,089	0	0	0	0	0	0	1,100	900	11	0	627	0	22	0	430	1,090	
内部	所内	1,951	1,951	0	0	0	0	0	0	0	1,951	1,949	1,949	0	0	0	0	0	0	1,949	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1,951	1,951	0	0	0	0	0	0	0	1,951	1,949	1,949	0	0	0	0	0	0	1,949	
総計	3,417	1,981	1,902	0	0	0	0	0	0	178	4,061	3,415	1,979	0	973	0	44	0	832	3,828	
総計の内訳	所内	2,457	1,981	651	0	0	0	0	0	21	2,653	2,455	1,979	0	358	0	15	0	276	2,628	
	出張	816	0	1,213	0	0	0	0	0	0	1,213	816	0	0	587	0	29	0	543	1,159	
	巡回	119	0	5	0	0	0	0	0	157	162	119	0	0	2	0	0	0	3	5	
	訪問	25	0	33	0	0	0	0	0	0	33	25	0	0	26	0	0	0	10	36	

(2)障害別相談・判定実施状況（東葛飾障害者相談センター取扱）

障害区分	取扱区分	取扱 実 人員	相談の状況									障害区分	取扱 実 人員	判定の状況							合 計
			自立 支援 医療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	身 障 手 帳	医 療	そ の 他	合 計			自立支 援医療	補装具				適 合		
															交付		修理				
															要	否	要	否			
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚	所内	186	0	318	0	0	0	0	0	236	554	168	0	0	168	0	0	0	0	150	318
	出張	20	0	40	0	0	0	0	0	0	40	20	0	0	20	0	0	0	0	20	40
	巡回	24	0	18	0	0	0	0	0	117	135	9	0	0	9	0	0	0	0	9	18
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	230	0	376	0	0	0	0	0	353	729	197	0	0	197	0	0	0	0	179	376
音声・言語・そしやく	所内	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6
肢体	所内	291	2	482	0	0	0	0	0	0	484	291	2	0	255	0	22	0	0	193	472
	出張	58	0	103	0	0	0	0	0	0	103	58	0	0	50	0	5	0	0	47	102
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	25	0	25	0	0	0	0	0	0	25	22	0	0	22	0	0	0	0	0	22
	計	374	2	610	0	0	0	0	0	0	612	371	2	0	327	0	27	0	0	240	596
内部	所内	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651	651	651	0	0	0	0	0	0	0	651
総計	1,261	659	986	0	0	0	0	0	0	353	1,998	1,225	659	0	524	0	27	0	419	1,629	
総計の内訳	所内	1,134	659	800	0	0	0	0	0	236	1,695	1,116	659	0	423	0	22	0	343	1,447	
	出張	78	0	143	0	0	0	0	0	0	143	78	0	0	70	0	5	0	67	142	
	巡回	24	0	18	0	0	0	0	0	117	135	9	0	0	9	0	0	0	9	18	
	訪問	25	0	25	0	0	0	0	0	0	25	22	0	0	22	0	0	0	0	22	

(2)障害別相談・判定実施状況（全県）

障害区分	取扱区分	取扱人員	相談の状況									障害区分	取扱人員	判定の状況						
			自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	身障手帳	医療	その他	合計			自立支援医療	補装具				適合	合計
															交付		修理			
															要	否	要	否		
視覚	所内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚	所内	306	0	512	0	0	0	0	0	257	769	288	0	0	262	0	9	0	242	513
	出張	326	0	652	0	0	0	0	0	0	652	326	0	0	269	0	13	0	323	605
	巡回	143	0	23	0	0	0	0	0	274	297	128	0	0	11	0	0	0	12	23
	訪問	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	4	5
	計	777	0	1,189	0	0	0	0	0	531	1,720	744	0	0	543	0	22	0	581	1,146
音声・言語・そしゃく	所内	25	25	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	0	0	0	0	0	0	25
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	25	25	0	0	0	0	0	0	0	25	25	25	0	0	0	0	0	0	25
肢体	所内	658	13	939	0	0	0	0	0	0	952	658	13	0	519	0	28	0	377	937
	出張	568	0	704	0	0	0	0	0	0	704	568	0	0	388	0	21	0	287	696
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	48	0	56	0	0	0	0	0	0	56	45	0	0	47	0	0	0	6	53
	計	1,274	13	1,699	0	0	0	0	0	0	1,712	1,271	13	0	954	0	49	0	670	1,686
内部	所内	2,602	2,602	0	0	0	0	0	0	0	2,602	2,600	2,600	0	0	0	0	0	0	2,600
	出張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,602	2,602	0	0	0	0	0	0	0	2,602	2,600	2,600	0	0	0	0	0	0	2,600
総計		4,678	2,640	2,888	0	0	0	0	0	531	6,059	4,640	2,638	0	1,497	0	71	0	1,251	5,457
総計の内訳	所内	3,591	2,640	1,451	0	0	0	0	0	257	4,348	3,571	2,638	0	781	0	37	0	619	4,075
	出張	894	0	1,356	0	0	0	0	0	0	1,356	894	0	0	657	0	34	0	610	1,301
	巡回	143	0	23	0	0	0	0	0	274	297	128	0	0	11	0	0	0	12	23
	訪問	50	0	58	0	0	0	0	0	0	58	47	0	0	48	0	0	0	10	58

(3) 相談会場別相談実施状況

管轄	区分	実施会場	取扱人員	障害区分					相談内容別件数										
				視覚	聴覚	音声・言語・	肢体	内部	合計	自立支援医療	補装具	職業	施設	生活	手帳	医療	その他	計	
中央障害者相談センター	出張相談	所内（来所）相談	457	0	214	0	437	0	651	0	437	0	0	0	0	0	214	651	
		成田 出張相談所	141	0	116	0	101	0	217	0	217	0	0	0	0	0	0	217	
		匝瑳 "	41	0	33	0	26	0	59	0	59	0	0	0	0	0	0	59	
		市原 "	117	0	99	0	71	0	170	0	170	0	0	0	0	0	0	170	
		館山 "	56	0	54	0	47	0	101	0	101	0	0	0	0	0	0	101	
		茂原 "	82	0	69	0	56	0	125	0	125	0	0	0	0	0	0	125	
		木更津 "	160	0	110	0	127	0	237	0	237	0	0	0	0	0	0	237	
		船橋 "	219	0	131	0	173	0	304	0	304	0	0	0	0	0	0	304	
		計	816	0	612	0	601	0	1,213	0	1,213	0	0	0	0	0	0	1,213	
		巡回相談	119	0	162	0	0	0	162	0	5	0	0	0	0	0	0	157	162
		訪問相談	25	0	2	0	31	0	33	0	33	0	0	0	0	0	0	0	33
		所内（書類）相談	2,000	0	1	19	31	1,951	2,002	1,981	21	0	0	0	0	0	0	0	2,002
		計（中央）	3,417	0	991	19	1,100	1,951	4,061	1,981	1,709	0	0	0	0	0	0	371	4,061
		東葛飾障害者相談センター	出張	所内（来所）相談	469	0	554	0	476	0	1,030	0	794	0	0	0	0	0	236
松戸出張相談	78			0	40	0	103	0	143	0	143	0	0	0	0	0	0	143	
計	78			0	40	0	103	0	143	0	143	0	0	0	0	0	0	143	
巡回相談	24			0	135	0	0	0	135	0	18	0	0	0	0	0	117	135	
訪問相談	25			0	0	0	25	0	25	0	25	0	0	0	0	0	0	25	
所内（書類）相談	665			0	0	6	8	651	665	659	6	0	0	0	0	0	0	665	
計（東葛飾）	1,261			0	729	6	612	651	1,998	659	986	0	0	0	0	0	353	1,998	
全県		所内（来所）相談	926	0	768	0	913	0	1,681	0	1,231	0	0	0	0	0	450	1,681	
		出張相談	894	0	652	0	704	0	1,356	0	1,356	0	0	0	0	0	0	1,356	
		巡回相談	143	0	297	0	0	0	297	0	23	0	0	0	0	0	274	297	
		訪問相談	50	0	2	0	56	0	58	0	58	0	0	0	0	0	0	58	
		所内（書類）相談	2,665	0	1	25	39	2,602	2,667	2,640	27	0	0	0	0	0	0	2,667	
		総計	4,678	0	1,720	25	1,712	2,602	6,059	2,640	2,695	0	0	0	0	0	724	6,059	

(4) 相談会場別補装具判定（交付）状況

管轄	区分	実施会場	補聴器			義肢		装具			車椅子	電動車椅子	座位保持装置	重度障害者用 意思伝達装置	その他	小計	適合判定	計	(管轄外)
			高度難聴用	重度難聴用	その他	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢									
中央障害者相談センター		所内（来所）相談	55	28	1	3	54	2	1	88	48	22	28	0	4	334	284	618	0
	出張相談	成田 出張相談所	43	3	0	0	18	0	0	41	4	0	0	0	1	110	97	207	0
		匝瑳 "	13	0	0	0	3	0	0	7	7	0	0	0	0	30	26	56	0
		市原 "	29	6	0	0	11	0	0	22	2	1	1	0	0	72	86	158	0
		館山 "	20	1	0	1	8	0	0	17	0	0	0	0	1	48	43	91	0
		茂原 "	22	7	0	2	15	1	0	17	1	0	1	0	0	66	53	119	0
		木更津 "	29	8	0	0	11	1	0	35	16	0	9	0	0	109	109	218	0
		船橋 "	45	10	0	0	25	0	1	56	14	0	4	0	0	155	142	297	0
		計	201	35	0	3	91	2	1	195	44	1	15	0	2	590	556	1,146	0
		巡回相談	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	10	17	0
		訪問相談	2	0	0	0	0	0	0	0	7	3	5	10	0	27	9	36	0
		所内（書類）相談	0	1	0	0	0	0	0	2	0	17	1	0	0	21	1	22	0
		計（中央）	262	67	1	6	145	4	2	285	99	43	49	10	6	979	860	1,839	0
	東葛飾障害者相談センター		所内（来所）相談	112	52	4	1	62	4	0	121	37	21	25	0	0	439	343	782
出張相談		松戸出張相談所	17	3	0	0	11	0	0	43	1	0	0	0	0	75	67	142	0
		計	17	3	0	0	11	0	0	43	1	0	0	0	0	75	67	142	0
		巡回相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	18	0
		訪問相談	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	5	7	0	22	0	22	0
		所内（書類）相談	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	6	0	6	0
		計（東葛飾）	138	55	4	1	73	4	0	164	50	23	32	7	0	551	419	952	0
全県		所内（来所）相談	167	80	5	4	116	6	1	209	85	43	53	0	4	773	627	1,400	0
		出張相談	218	38	0	3	102	2	1	238	45	1	15	0	2	665	623	1,288	0
		巡回相談	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	18	0	
		訪問相談	2	0	0	0	0	0	0	0	16	4	10	17	0	49	9	58	0
		所内（書類）相談	0	1	0	0	0	0	0	2	3	18	3	0	0	27	1	28	0
		総計	391	122	5	7	218	8	2	449	149	66	81	17	6	1,514	1,270	2,792	0

(5) 人工透析審査委員会審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成27年度	中央障害者 相談センター	1,594	343	318	933
	東葛飾障害者 相談センター	545	127	139	279
	計	2,139	470	457	1212
平成26年度	中央障害者 相談センター	1,469	259	316	894
	東葛飾障害者 相談センター	528	60	199	269
	計	1,997	319	515	1163
平成25年度	中央障害者 相談センター	1,389	258	312	819
	東葛飾障害者 相談センター	411	69	128	214
	計	1,800	327	440	1033
平成24年度	中央障害者 相談センター	1,400	231	354	815
	東葛飾障害者 相談センター	384	69	112	203
	計	1,784	300	466	1018
平成23年度	中央障害者 相談センター	1,587	231	639	717
	東葛飾障害者 相談センター	517	78	339	100
	計	2,104	309	978	817

(6) 心臓機能障害更生医療審査状況

		総計	新規	変更	バイパス	ペースメーカー	弁置換	開心	その他
					術	カ		根治術	
平成27年度	中央障害者 相談センター	32	32	0	4	12	7	0	9
	東葛飾障害者 相談センター	4	4	0	0	0	1	0	3
	計	36	36	0	4	12	8	0	12
平成26年度	中央障害者 相談センター	39	39	0	5	17	11	0	6
	東葛飾障害者 相談センター	15	14	1	0	4	7	0	4
	計	54	53	1	5	21	18	0	10
平成25年度	中央障害者 相談センター	33	37	0	7	14	7	0	9
	東葛飾障害者 相談センター	6	7	0	1	3	1	0	2
	計	39	44	0	8	17	8	0	11
平成24年度	中央障害者 相談センター	52	33	0	2	12	6	0	13
	東葛飾障害者 相談センター	11	6	0	1	0	1	0	4
	計	63	39	0	3	12	7	0	17
平成23年度	中央障害者 相談センター	52	52	0	3	12	7	0	17
	東葛飾障害者 相談センター	11	11	0	5	14	11	0	22
	計	63	63	0	8	26	18	0	39

(7) 免疫機能障害更生医療審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成27年度	中央障害者相談センター	294	89	166	39
	東葛飾障害者相談センター	100	38	42	20
	計	394	127	208	59
平成26年度	中央障害者相談センター	288	70	184	34
	東葛飾障害者相談センター	118	29	70	19
	計	406	99	254	53
平成25年度	中央障害者相談センター	248	90	115	43
	東葛飾障害者相談センター	88	27	41	20
	計	336	117	156	63
平成24年度	中央障害者相談センター	250	69	137	44
	東葛飾障害者相談センター	77	26	40	11
	計	327	95	177	55
平成23年度	中央障害者相談センター	361	65	263	33
	東葛飾障害者相談センター	145	29	102	14
	計	506	94	365	47

(8) 肝臓機能障害更生医療審査状況

		審査件数			
		総計	新規	継続	変更
平成27年度	中央障害者相談センター	24	4	17	3
	東葛飾障害者相談センター	5	2	1	2
	計	29	6	18	5
平成26年度	中央障害者相談センター	24	8	7	9
	東葛飾障害者相談センター	6	2	1	3
	計	30	10	8	12
平成25年度	中央障害者相談センター	32	8	9	15
	東葛飾障害者相談センター	6	1	2	3
	計	38	9	11	18
平成24年度	中央障害者相談センター	22	5	15	2
	東葛飾障害者相談センター	4	1	2	1
	計	26	6	17	3
平成23年度	中央障害者相談センター	27	6	17	4
	東葛飾障害者相談センター	12	1	6	5
	計	39	7	23	9

(9) 腎臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

		審査省略件数			
		総計	腎臓	免疫	肝臓
平成27年度	中央障害者相談センター	1,474	1,043	412	19
	東葛飾障害者相談センター	524	331	185	8
	計	1,998	1,374	597	27

※千葉県では平成23年11月から、支給決定事務の簡素化と迅速化を目的として、じん臓、免疫、肝臓機能障害のうち、医療内容に変更を伴わない通院継続分については、更生相談所の判定を省略して差し支えないこととした。

(10) 聴能言語訓練件数

	聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
中央障害者相談センター	360	0	0	10	0	0	0	0	0	1	371
東葛飾障害者相談センター	232	0	0	0	0	0	4	0	0	0	236
合計	592	0	0	10	0	0	4	0	0	1	607

<参 考>

身体障害者（児）手帳所有者数

区 分	重 度		中 度		軽 度		計
	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	
18歳以上	74,144		58,377		14,641		147,162
	51,599	22,545	22,310	36,067	7,160	7,481	
18歳未満	2,161		721		313		3,195
	1,720	441	456	265	108	205	
計	76,305		59,098		14,954		150,357
	53,319	22,986	22,766	36,332	7,268	7,686	

(千葉県を除く。) 県障害福祉課調 H28.3.31現在

身体障害者（児）手帳所有者障害別内訳

区 分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体 不自由	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	免疫	肝臓	計
18歳以上	9,200	9,986	2,062	78,343	24,505	12,578	2,035	7,175	127	991	160	147,162
18歳未満	86	485	17	1,985	361	31	73	89	7	1	60	3,195
計	9,286	10,471	2,079	80,328	24,866	12,609	2,108	7,264	134	992	220	150,357

(千葉県を除く。) 県障害福祉課調 H28.3.31現在



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問全ての相談・判定を、予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(H28.4.1)

	中央障害者相談センター	東葛飾障害者相談センター
相談日	第1 木曜日 (午後)	第2、第4 木曜日
	第2、第3、第4 水曜日 (午後)	第4 月曜日
	第3 火曜日 (午後)	不定期の月曜日 (月1回)
	第4 水曜日 (午後)	

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(H28.4.1)

	会場名	所在地	施設名	相談日	時間
中央	市川	市川市国府台2-3-1	国府台病院	第3金曜日	午後
	船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日	〃
	旭	旭市イの1326	国保旭中央病院	第1木曜日	〃
	東金	東金市家徳38	浅井病院	第2金曜日	〃
	夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第4金曜日	午前 (偶数月のみ)
	木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期	午後
	館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日	〃
匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第3月曜日	〃	
東葛飾	柏	—	—	(休止中)	

※相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の利便性を考慮し、実施機関等の要望を基に実施計画を定め、関係機関の協力を得て行っています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(7) 障害者相談援助事業

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

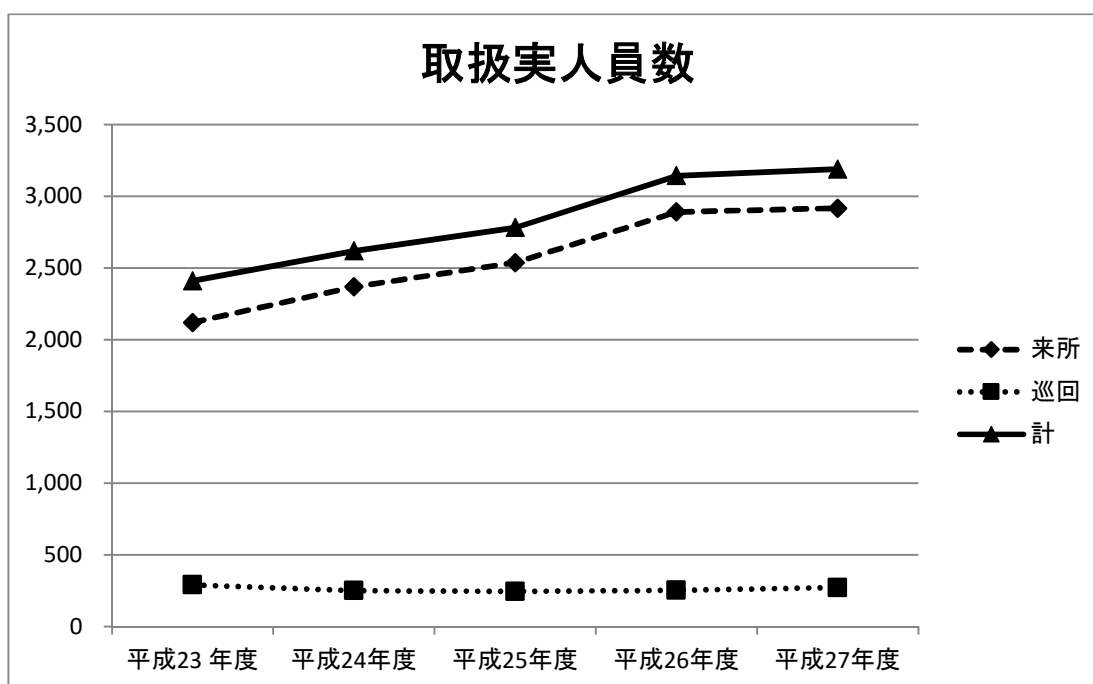
(イ) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況

(1) 取扱実人員 (平成23年度～平成27年度)

	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中央	来所	1,402	1,560	1,695	2,025	1,944
	巡回	265	243	236	243	267
	計	1,667	1,803	1,931	2,268	2,211
東葛飾	来所	718	809	842	866	973
	巡回	25	7	9	9	5
	計	743	816	851	875	978
合計	来所	2,120	2,369	2,537	2,891	2,917
	巡回	290	250	245	252	272
	計	2,410	2,619	2,782	3,143	3,189



(2) 相談実施状況 (延件数)

	区分	相談内容								
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
中央	来所	69	1	81	52	417	4	1,942	99	2,665
	巡回	40	0	32	19	205	3	267	23	589
	計	109	1	113	71	622	7	2,209	122	3,254
東葛飾	来所	1	0	0	1	4	0	1,161	73	1,240
	巡回	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	計	1	0	0	1	4	0	1,166	73	1,245
合計	来所	70	1	81	53	421	4	3,103	172	3,905
	巡回	40	0	32	19	205	3	272	23	594
	計	110	1	113	72	626	7	3,375	195	4,499

相談内容「その他」の主な内訳

	区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害程度 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
中央	来所	49	0	0	0	0	50	99
	巡回	7	0	0	0	0	16	23
	計	56	0	0	0	0	66	122
東葛飾	来所	41	0	0	0	26	6	73
	巡回	0	0	0	0	0	0	0
	計	41	0	0	0	26	6	73
合計	来所	90	0	0	0	26	56	172
	巡回	7	0	0	0	0	16	23
	計	97	0	0	0	26	72	195

(3) 判定実施状況

	区分	判定内容				計
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	
中央	来所	147	1,944	0	0	2,091
	巡回	73	267	0	0	340
	計	220	2,211	0	0	2,431
東葛飾	来所	85	961	0	0	1,046
	巡回	1	5	0	0	6
	計	86	966	0	0	1,052
合計	来所	232	2,905	0	0	3,137
	巡回	74	272	0	0	346
	計	306	3,177	0	0	3,483

(4) 判定書等交付件数

	区分	判定内容			計
		障害程度区分	療育手帳	その他	
中央	来所	0	1,940	798	2,738
	巡回	0	267	7	274
	計	0	2,207	805	3,012
東葛飾	来所	0	959	266	1,225
	巡回	0	5	0	5
	計	0	964	266	1,230
合計	来所	0	2,899	1,064	3,963
	巡回	0	272	7	279
	計	0	3,171	1,071	4,242

※その他は情報提供等の内容含む数値。

(5) 相談会場別相談実施状況

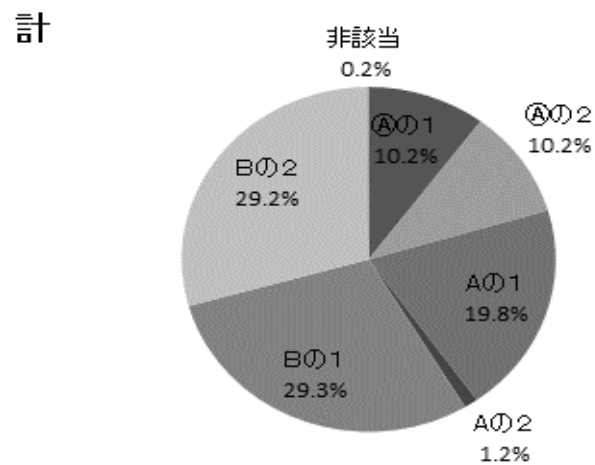
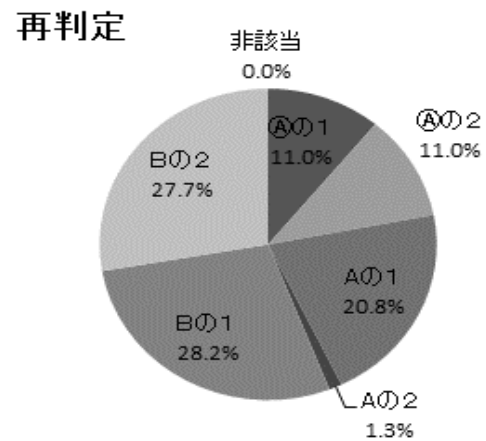
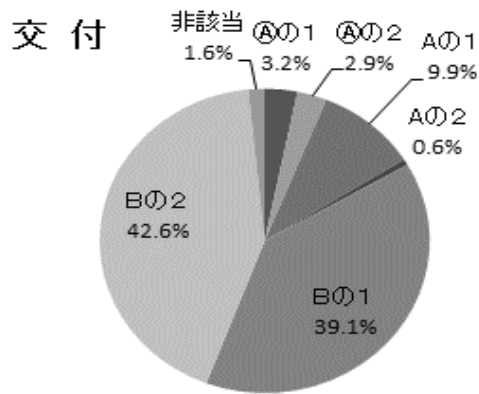
相談区分		取扱 実人員	相談内容									
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
所 内 相 談	中 央	来 所	603	69	1	81	52	417	4	601	99	1,324
		書 類	1,341	0	0	0	0	0	0	1,341	0	1,341
		小 計	1,944	69	1	81	52	417	4	1,942	99	2,665
	東 葛 飾	来 所	363	1	0	0	1	4	0	559	73	638
		書 類	602	0	0	0	0	0	0	602	0	602
		小 計	965	1	0	0	1	4	0	1,161	73	1,240
	合 計	来 所	966	70	1	81	53	421	4	1,160	172	1,962
		書 類	1,943	0	0	0	0	0	0	1,943	0	1,943
		合 計	2,909	70	1	81	53	421	4	3,103	172	3,905
出 張 相 談	中 央	船橋出張相談所	27	7	0	4	3	15	0	27	3	59
		旭出張相談所	30	5	0	7	2	29	1	30	5	79
		夷隅出張相談所	13	1	0	1	2	9	1	13	1	28
		東金出張相談所	22	1	0	3	1	16	0	22	0	43
		匝瑳出張相談所	21	1	0	3	0	13	0	21	4	42
		館山出張相談所	43	5	0	5	1	35	0	43	2	91
		市川出張相談所	24	5	0	1	4	20	0	24	0	54
		木更津出張相談所	31	4	0	3	2	21	0	31	2	63
	小 計	211	29	0	27	15	158	2	211	17	459	
	東 葛 飾	柏出張会場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	211	29	0	27	15	158	2	211	17	459		
訪 問 相 談	中 央	巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家 庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		病 院	5	0	0	0	0	4	0	5	0	9
		施 設	12	4	0	1	1	12	0	12	3	33
		職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	39	7	0	4	3	31	1	39	3	88
		小 計	56	11	0	5	4	47	1	56	6	130
	東 葛 飾	巡 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家 庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		病 院	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		施 設	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		職 親 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5		
合 計	61	11	0	5	4	47	1	61	6	135		
合 計	3,181	110	1	113	72	626	7	3,375	195	4,499		

(6) 援護の実施者別相談実施状況

援護の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別			相談内容										合計					
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他					小計			
		面接	書類									計	特児	相談 援助		職 再評価		強行	障害程 度区分	その他
銚子市	45	0	35	35	10	2	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
市川市	203	43	124	167	36	12	0	9	9	59	0	0	0	0	0	0	0	0	4	299
船橋市	322	92	202	294	28	18	0	16	11	85	2	8	0	0	0	0	0	12	20	476
館山市	54	1	32	33	21	2	0	7	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82
木更津市	75	8	56	64	11	75	0	2	1	9	0	1	0	0	0	0	0	0	1	88
茂原市	45	12	32	44	1	45	3	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	1	1	59
成田市	84	30	54	84	0	84	1	0	2	4	21	0	5	0	0	0	0	2	7	119
佐倉市	109	39	70	109	0	109	5	0	7	2	25	0	6	0	0	0	0	3	9	157
東金市	41	10	25	35	6	41	0	0	3	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	55
旭市	46	0	30	30	16	46	1	0	3	1	14	1	1	0	0	0	0	2	3	69
習志野市	103	30	70	100	3	103	2	0	5	4	25	0	0	0	0	0	0	6	6	145
勝浦市	17	5	9	14	3	17	0	0	2	0	4	0	2	0	0	0	0	1	3	26
市原市	189	64	124	188	1	190	11	0	12	6	48	0	5	0	0	0	0	8	13	280
八千代市	89	52	37	89	0	89	4	0	4	0	34	2	3	0	0	0	0	2	5	138
鴨川市	33	4	17	21	12	33	0	0	1	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	49
君津市	58	12	30	42	16	58	3	0	5	2	22	0	2	0	0	0	0	1	3	93
富津市	46	8	32	40	6	45	3	1	1	1	11	0	1	0	0	0	0	4	5	67
浦安市	71	34	33	67	4	71	7	0	4	5	33	1	4	0	0	0	0	2	6	127
四街道市	59	20	36	56	3	59	5	0	3	4	17	0	3	0	0	0	0	0	3	91
袖ヶ浦市	43	12	28	40	3	43	3	0	2	4	11	0	1	0	0	0	0	3	4	67
八街市	93	34	53	87	6	93	9	0	2	0	25	0	0	0	0	0	0	5	5	134
富里市	33	11	21	32	1	33	2	0	3	2	9	0	1	0	0	0	0	0	1	50
南房総市	36	8	14	22	14	36	3	0	1	1	15	0	0	0	0	0	0	2	2	58
匝瑳市	15	1	11	12	3	15	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16
香取市	63	7	34	41	22	63	3	0	4	1	21	0	2	0	0	0	0	2	4	96
山武市	42	14	21	35	7	42	2	0	2	2	16	0	0	0	0	0	0	2	2	66
いすみ市	24	5	15	20	4	24	1	0	1	2	7	1	2	0	0	0	0	0	2	38
酒々井町	10	4	6	10	0	9	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	1	14
神崎町	4	2	1	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

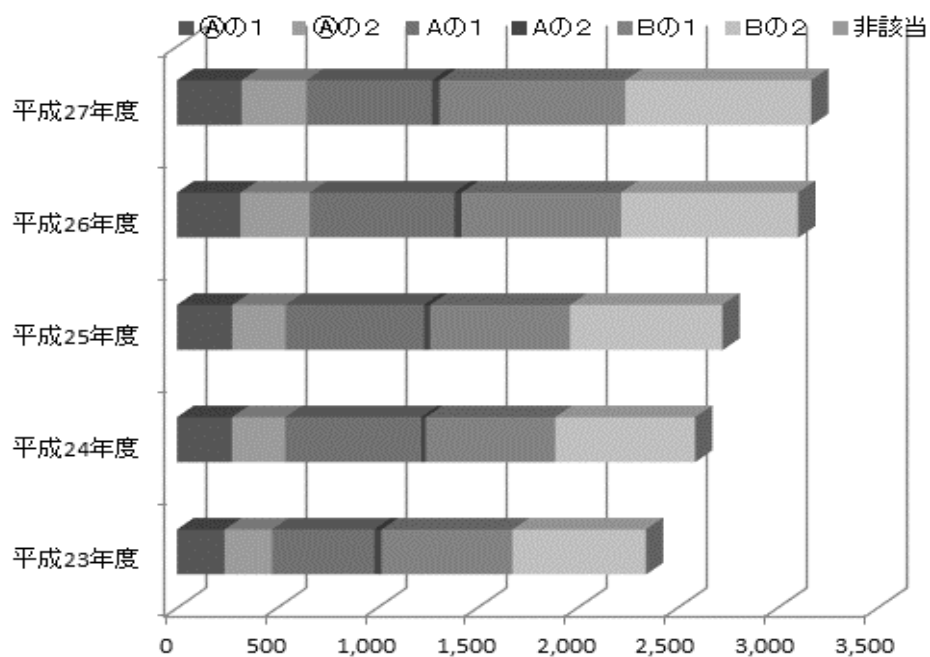
(7) 療育手帳交付・再判定状況

		㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
中央	交付	10	6	25	1	84	94	5	225
	再判定	258	206	405	26	557	529	1	1,982
	計	268	212	430	27	641	623	6	2,207
東葛飾	交付	0	3	6	1	38	39	0	87
	再判定	56	108	191	10	249	263	0	877
	計	56	111	197	11	287	302	0	964
合計	交付	10	9	31	2	122	133	5	312
	再判定	314	314	596	36	806	792	1	2,859
	計	324	323	627	38	928	925	6	3,171



(8) 療育手帳程度別判定状況 (平成23年度～平成27年度)

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
平成23年度	238	237	511	36	654	663	6	2,345
平成24年度	275	266	679	24	646	696	4	2,590
平成25年度	277	265	692	31	699	757	7	2,728
平成26年度	318	345	723	36	797	880	7	3,106
平成27年度	324	323	627	38	928	925	6	3,171



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

実施年月日	対象地域	実施人員			委託援護実施者
		新規	継続	計	
				0	
				0	
				0	
				0	

※中央：H27年度該当なし
 ※東葛：H27年度該当なし

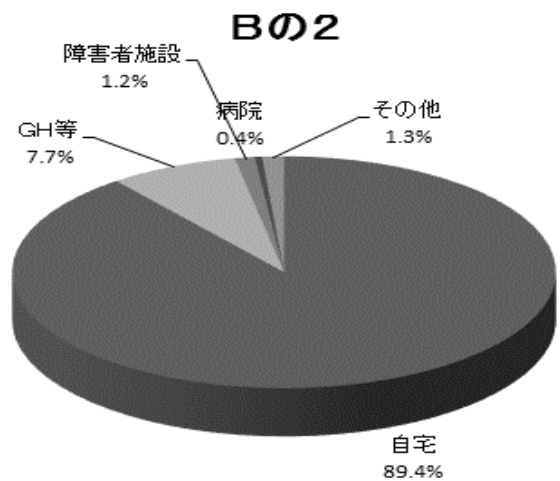
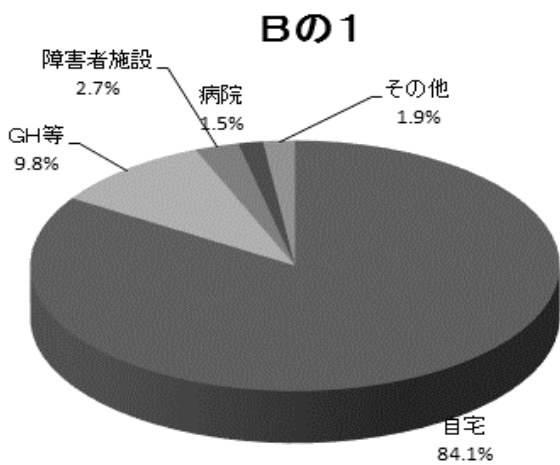
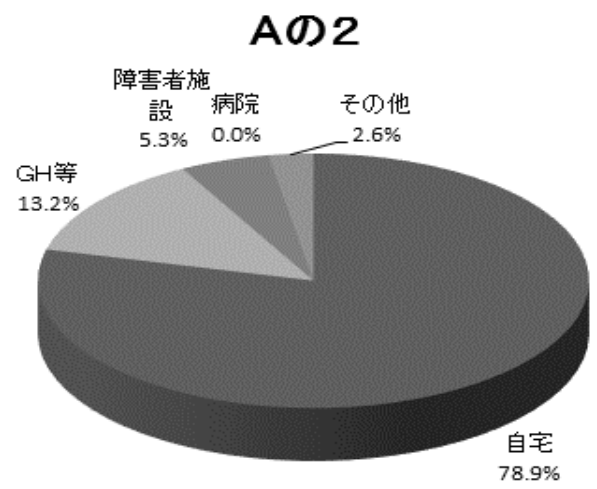
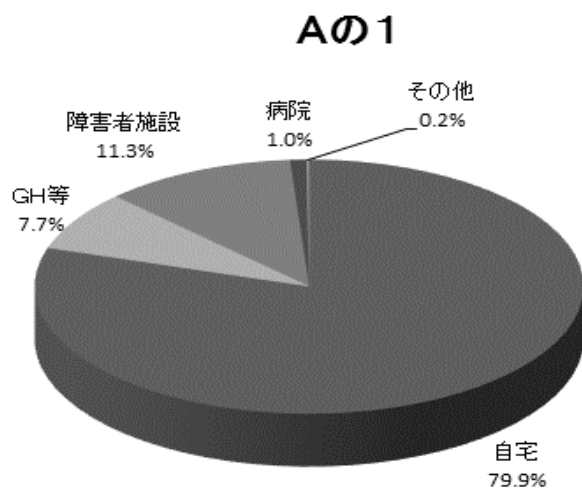
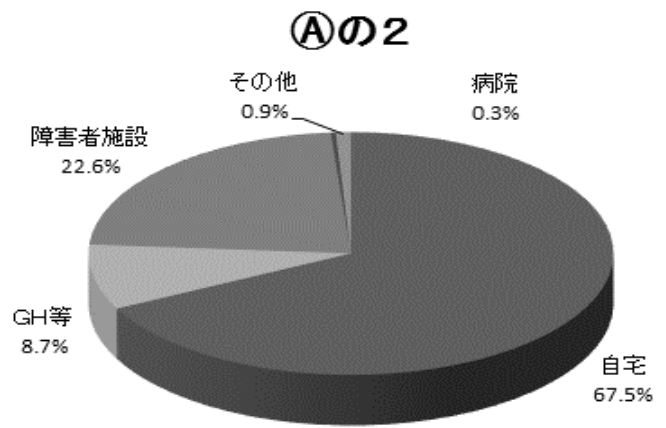
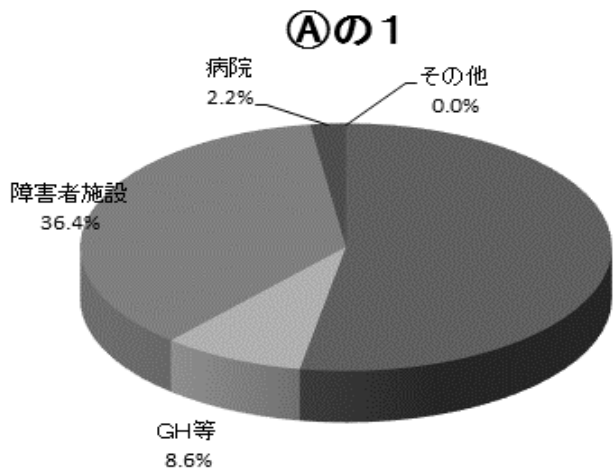
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

区分	総合評価・意見	委託期間		計
		3年未満	3年以上	
1	雇用に切り替えることを検討する時期と考えられる			0
2	まだ指導を継続する必要があると考えられる			0
3	他の処遇が適切と考えられる			0
合計		0	0	0

※中央：H27年度該当なし
 ※東葛：H27年度該当なし

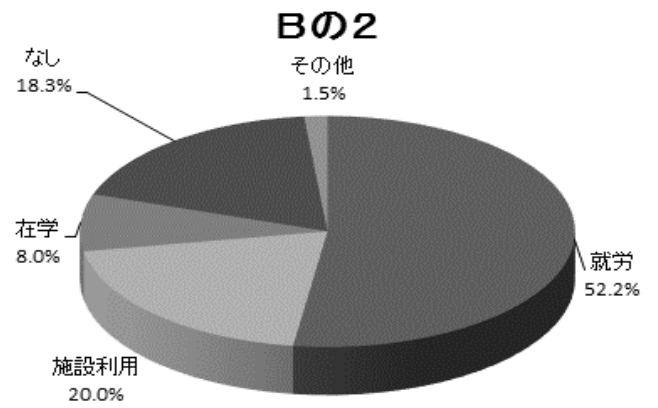
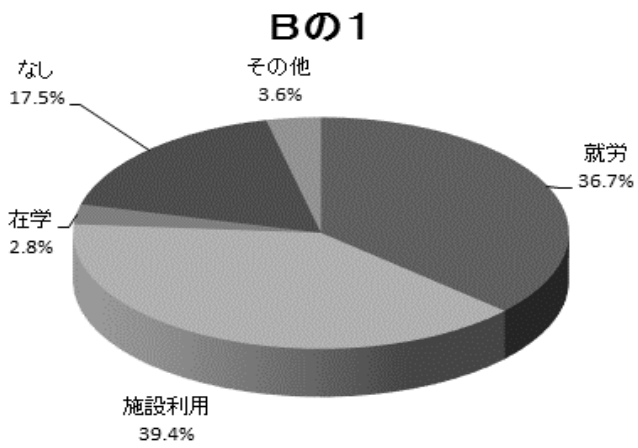
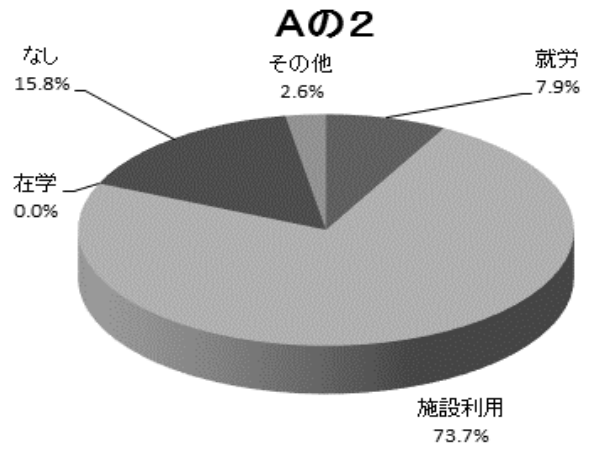
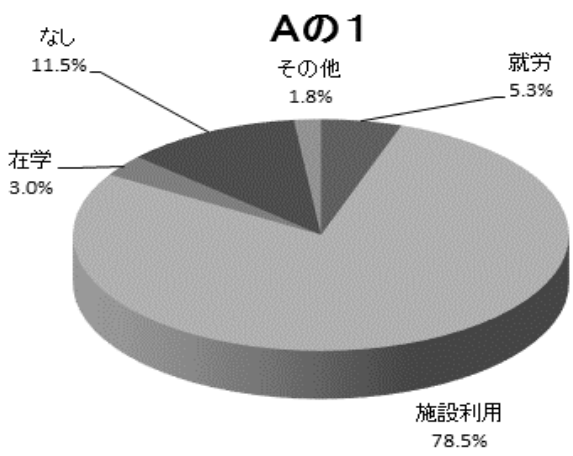
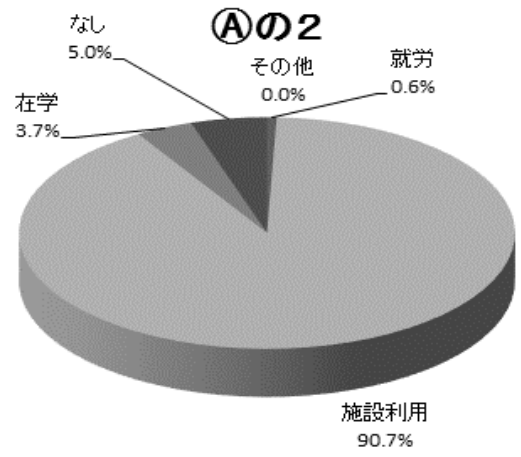
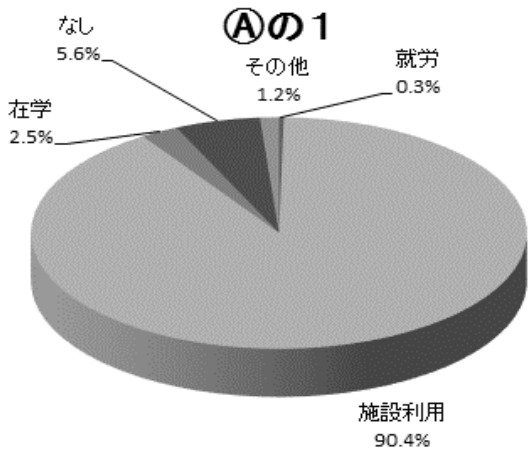
(11) 住まいの場

		自宅	GH等	障害者施設	病院	その他	計
㊤の1	中央	140	22	100	6	0	268
	東葛飾	31	6	18	1	0	56
小計		171	28	118	7	0	324
㊤の2	中央	138	14	57	1	2	212
	東葛飾	80	14	16	0	1	111
小計		218	28	73	1	3	323
Aの1	中央	343	29	55	2	1	430
	東葛飾	158	19	16	4	0	197
小計		501	48	71	6	1	627
Aの2	中央	21	3	2	0	1	27
	東葛飾	9	2	0	0	0	11
小計		30	5	2	0	1	38
Bの1	中央	544	55	16	11	15	641
	東葛飾	236	36	9	3	3	287
小計		780	91	25	14	18	928
Bの2	中央	548	51	11	3	10	623
	東葛飾	279	20	0	1	2	302
小計		827	71	11	4	12	925
計	中央	1,734	174	241	23	29	2,201
	東葛飾	793	97	59	9	6	964
合計		2,527	271	300	32	35	3,165



(12) 日中活動の場

		就労	施設利用	在学	なし	その他	計
㉑の1	中央	1	243	6	15	3	268
	東葛飾	0	50	2	3	1	56
小計		1	293	8	18	4	324
㉑の2	中央	1	194	7	10	0	212
	東葛飾	1	98	5	6	1	111
小計		2	292	12	16	0	323
Aの1	中央	27	332	12	52	7	430
	東葛飾	6	160	7	20	4	197
小計		33	492	19	72	11	627
Aの2	中央	3	21	0	2	1	27
	東葛飾	0	7	0	4	0	11
小計		3	28	0	6	1	38
Bの1	中央	231	242	18	121	29	641
	東葛飾	110	124	8	41	4	287
小計		341	366	26	162	33	928
Bの2	中央	323	133	35	122	10	623
	東葛飾	160	52	39	47	4	302
小計		483	185	74	169	14	925
計	中央	586	1,165	78	322	50	2,201
	東葛飾	277	491	61	121	14	964
合計		863	1,656	139	443	64	3,165



<参 考>

療育手帳所有者数

区 分	重 度	中 度	軽 度	計
18歳以上	10,100	6,089	6,650	22,839
18歳未満	2,673	2,177	4,785	9,635
計	12,773	8,266	11,435	32,474

(千葉市を除く。) 県障害福祉課調 H28. 3. 31現在

県内知的障害児(者)数

18歳未満	18歳以上	計
9,850	22,924	32,774

(千葉市を除く。) 県障害福祉課調 H28. 3. 31現在

職親登録状況

県登録数	市町村登録数	計
0	129	129

(千葉市、船橋市及び柏市を除く。) 県障害福祉課調 H28. 3. 31現在

*平成15年度から、登録事務は各市町村で行っている。

知的障害者職親委託状況

受託職親数 59 名

委託者数 56 名 (男 43名 女 13名)

(千葉市、船橋市及び柏市を除く。) 県障害福祉課調 H28. 3. 31現在



IV 障害のある人もない人も共に暮ら
しやすい千葉県づくり条例関係



1 本県の相談体制

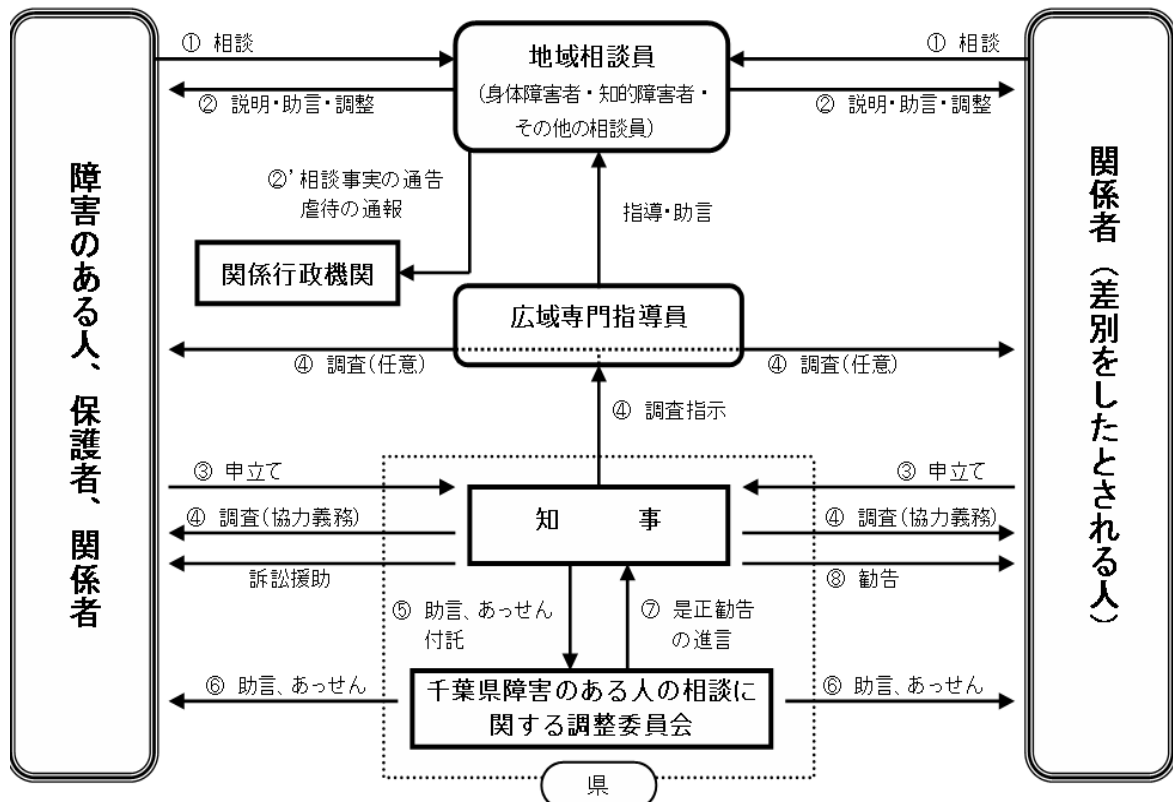
本条例における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約580人の地域相談員と、相談活動を総括する専門職として県の健康福祉センター等の機関16箇所に配置している広域専門指導員の地域に密着した相談活動と、知事の附属機関として設置された「障害のある人の相談に関する調整委員会」による助言・あっせんと、重層的な仕組みとなっている。

また、県障害福祉課において、6人の専任職員で障害者条例担当チームを編成し、各地域の相談活動のバックアップや、「障害のある人の相談に関する調整委員会」の事務局としての事務を所掌している。

県民からの相談受付は、広域専門指導員の配置機関及び県障害福祉課に専用相談電話を設置し、相談を受け付けている。また、FAXや電子メールによる受付も行っている。

なお、相談の受付時間は、祝日及び振替休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

対象事案解決の仕組み



1 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成28年2月8日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	75	野田	19	夷隅	22
船橋	30	印旛	65	安房	34
習志野	35	香取	29	君津	35
市川	36	海匝	39	市原	29
松戸	36	山武	36		
柏	35	長生	29	合計	584

2 広域専門指導員の配置状況 (平成28年3月31日現在)

圏域	圏域内市町村	相談窓口
千葉	千葉市	中央障害者相談センター内
船橋	船橋市	船橋フェイスビル7階
習志野	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	習志野健康福祉センター内
市川	市川市、浦安市	市川健康福祉センター内
松戸	松戸市、流山市	松戸健康福祉センター内
柏	柏市、我孫子市(※)	東葛飾障害者相談センター内
野田	野田市	野田健康福祉センター内
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛健康福祉センター内
香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取健康福祉センター内
海匝	銚子市、旭市、匝瑳市	海匝健康福祉センター内
山武	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町	山武健康福祉センター内
長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	長生健康福祉センター内
夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅健康福祉センター内
安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房健康福祉センター内
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津健康福祉センター内
市原	市原市	市原健康福祉センター内

※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から我孫子市内の相談は、柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

3 障害保健福祉圏域別取扱件数（平成 27 年度）

千葉	8	松戸	19	香取	0	夷隅	5	
船橋	13	柏	10	海匝	9	安房	7	
習志野	18	野田	1	山武	3	君津	8	
市川	20	印旛	4	長生	6	市原	7	
							県外・不明	0
							総合計	138

（注）事案の発生した場所でカウントした。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
千葉	14	19	19	6	8
船橋	20	13	8	9	13
習志野	16	11	6	16	18
市川	17	17	19	20	20
松戸	15	15	19	23	19
柏	9	9	15	9	10
野田	5	5	3	2	1
印旛	16	13	16	14	4
香取	5	4	1	2	0
海匝	3	6	9	6	9
山武	9	15	6	4	3
長生	17	15	4	6	6
夷隅	6	6	2	6	5
安房	17	20	6	3	7
君津	8	5	4	6	8
市原	17	20	18	9	7
県外・不明	2	0	0	0	0
合計	196	193	155	141	138



V 参 考 资 料



資料編

1 人工透析審査委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく人工透析に関する自立支援医療（更生医療）（以下「更生医療」という。）の要否を審査するとともに、同法19条の6に規定する更生医療にかかわる指定自立支援医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

(委員及び任期)

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師で人工透析療法に精通する者及び千葉県医師会の理事等のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。〈持ち回り分は、次回の委員会で報告する。〉

(審査内容)

第7条 委員会は、更生医療を開始又は継続することの妥当性及び開始時期について審査する。

(審査方法)

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者。（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）

(2) 人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者。

(3) 更生医療により透析療法を継続している者。

2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

(指導監督)

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定自立支援医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附則)

この要綱は、昭和56年9月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、昭和59年10月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

2 障害程度審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事は、身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の認定に適正を期するため、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として中央障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に障害程度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 相談センター所長。
- (2) 別表に掲げる障害種別を担当する医師。
- 2 前項第2号に規定する医師は、相談センターの職員たる医師又は嘱託医師をもって充てる。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(審査内容)

第4条 審査委員会は、身体障害者更正相談所設置運営基準（身体障害者更正相談所の設置及び運営について：平成15年3月25日付け障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の7（1）に基づき、相談センターに対して県本庁から医学的意見について求めのあった案件及び事項について審査する。

(委員会の開催)

第5条 審査委員会は、知事から依頼があった案件及び事項の状況に応じて、相談センター所長が適宜開催する。

- 2 審査委員会は、相談センター所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催することができる。
- 3 審査委員会は、前項の規定により開催され決定された意見を審査委員会の意見とする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、相談センターに置く。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 2月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、昭和63年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年 6月19日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月15日から適用する。

別 表

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 視 覚 障 害 | ・ 呼 吸 器 機 能 障 害 |
| ・ 聴 覚 障 害 | ・ ぼうこう又は直腸機能障害 |
| ・ 平 衡 機 能 障 害 | ・ 小 腸 機 能 障 害 |
| ・ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 | ・ ヒト免疫不全ウイルス |
| ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 | による免疫機能障害 |
| ・ 肢 体 不 自 由 | ・ 肝 臓 機 能 障 害 |
| ・ 心 臓 機 能 障 害 | |
| ・ 腎 臓 機 能 障 害 | |

3 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」と略す。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規格にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」と略す。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」と略す。）を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

(1) 第1段階

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 基礎検査 | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）
ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 | 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査
イ 騒音下会話聴取検査 |
| 3 | 2器種選択 | 1, 2の結果により2器種選択
日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。 |

(2) 第2段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

(3) 第3段階（第2段階から1ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器使用状況についてチェック
- 3 1, 2の結果異常がなければ終了
※ 補聴器再使用の場合、1を省略し、電話にて実施することもある。

(4) アンケート（第3段階から6ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。
様式は、従来からの判定依頼書による。

5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1ヶ月10名の範囲内で相談センターが決定する。

6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

7 精密判定開始日

昭和55年 7月 1日より開始する。

4 障害者相談援助事業実施要領

1 目的

この事業は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「センター」という。）が、身体障害者及び知的障害者等の更生援護に関し、市町村、施設及びその他の関係機関等（以下「援護の関係者」という。）からの求めに応じ、日常業務について専門的な相談及び専門的・技術的な援助等（以下「相談及び援助」という。）を実施することにより、援護水準の一層の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施

この事業は、次の各号の一に該当する場合に実施する。

- (1) 市町村及びその他の相談機関から援護の実施に関し、相談及び援助を求められた場合。
- (2) 施設から利用者の支援等について相談及び援助を求められた場合。
- (3) その他、事業目的達成のため援護の関係者に対し相談及び援助が必要な場合。

3 担当

この事業は、センターの専門スタッフの医師、看護師、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、理学療法士及び言語聴覚士が担当する。また、必要により、センターは外部の専門スタッフを依頼する。

4 事業内容

- (1) 援護（更生）計画の策定が困難な者に対する相談及び援助。
- (2) 心理的要因により、対応することが困難な者に対する相談及び援助。
- (3) 重複障害のため、様々な評価検討により本人像を的確に把握する必要がある者に対する相談及び援助。
- (4) 各分野の専門スタッフによる長期にわたる評価検討の必要のある者に対する相談及び援助。
- (5) 他法の援護サービスとの調整を巡る相談及び援助。
- (6) 相談及び援助の事例検討を通じ援護水準の向上を目的とした研修の実施。
- (7) その他、支援に困難をきたしている者に対する相談及び援助。

5 依頼

援護の関係者は、本事業をセンターに依頼する場合「障害者相談援助事業依頼書」（様式相1）を管轄するセンターへ提出する。

6 実施方法

この事業は、訪問及び来所により実施する。センターの福祉司は、他の専門スタッフ及び援護の関係者等と連絡調整の上、援助内容の検討及び日程調整を行う。

7 依頼の取り下げ

依頼を取り下げる場合は、「取下げ書」（様式相2）により取り下げるものとする。

8 その他

この要領は、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325001号）」、及び「知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号）」第2-1に基づくものである。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

※ 様式は省略。

5 障害福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。（身体障害者の部、知的障害者の部各1回）

(幹事会)

第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。

2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。

3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。

4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが招集する。

5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

障害者福祉研修会幹事会当番表

身体障害者の部・知的障害者の部

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	戸市	野田市
C	佐倉市	四街道市	印西市	白井市	印旛村	本村	栄町
D	下総市	神崎町	八多町	富里市	酒々井市	成田市	佐倉市
E	八日市場市	旭市	多古市	東庄町	香取市	神崎町	多古町
F	大網白里町	九十九里市	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G	勝浦市	市原市	芝山町	横芝光町	東金市	山武市	大網白里町
H	鴨川市	富浦市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町
I	君津市	富津市	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町	勝浦市
J			鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
K			袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市
B	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	松戸市	野田市	柏市
C	印西市	白井市	栄町	印西市	白井市	栄町	印西市
D	四街道市	八街市	富里市	酒々井町	成田市	佐倉市	四街道市
E	東庄町	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G	九十九里町	芝山町	横芝光町	東金市	山武市	大網白里市	九十九里町
H	長南町	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町
I	いすみ市	大多喜町	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
J	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市
K	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	木更津市

障害者福祉研修会実施状況

(平成27年度)

区分	開催年月日	会場	テーマ	参加者数
身体障害関係 東葛飾主催 (市町村職員事務 説明会)	27.5.22	けやきプラザ 1階会議室	1 「補装具制度の概要と判定事務手続について」 2 「各補装具の基本説明と判定に係る留意事項について」 3 「自立支援医療制度の概要と判定手続について」	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 15人 東葛飾障相センター 8人
知的障害関係 東葛飾主催 (市町村職員事務 説明会)	27.5.22	けやきプラザ 1階会議室	1 「知的障害について」 2 「療育手帳制度及び手帳の判定について」	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 13人 東葛飾障相センター 8人
知的障害関係 中央主催 (市町村職員事務 説明会)	27.6.11	千葉県庁南庁舎 別館2階 第9会議室	1 「知的障害について」 2 「知的障害者の更生相談について」 3 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」について	市町村担当者 中央管轄のみ 52人 中央障相センター 10人
身体障害関係 中央主催 (市町村職員事務 説明会)	27.6.12	千葉県庁南庁舎 別館2階 第9会議室	1 「補装具制度の概要と補装具判定事務手続について」 2 「車椅子・電動車椅子・座位保持装置について」 3 「義肢・装具について」 4 「補聴器について」 5 「重度障害者用意思伝達装置について」 6 「自立支援医療制度の概要と判定の手続き」	市町村担当者 中央管轄のみ 60人 中央障相センター 8人
身体障害関係 東葛飾主催 (市町村職員事務 説明会②)	27.9.15	けやきプラザ 1階会議室・ 3階待合室	1 各補装具の説明 2 補装具の展示・実演・体験	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 9人 東葛飾障相センター 8人
知的障害関係 障害者福祉研修会 (東葛飾ブロック 研修)	27.12.3	けやきプラザ 1階会議室	「発達障害者に対する理解と関わり方」 講師：千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊立氏	市町村担当者 東葛飾管轄のみ 7人 東葛飾障相センター 9人
身障・知的共通 中央・東葛飾共催 障害者福祉研修会	28.2.1	千葉県教育会館 203会議室	1 講演「障害者虐待への対応と支援について」 講師：毎日新聞論説委員 野沢和弘氏 2 講演「発達障害を持っている方への支援方法、対応方法について」 講師：NPO法人えじそんくらぶ 代表 高山恵子氏	市町村担当者 中央管轄 36人 東葛飾管轄 9人 中央障相センター 12人 東葛飾障相センター 8人